

Subject: 第1回後見報告書の記載事項と実態

From: 西山紀男(OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

Date: 2023/04/26 22:00

To: 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>

参照: 20230421 1540 from 安部高樹 Subject RE-安部成年後見人へ職務の
履行を要請いたします(pdfファイルを添付しました)
2023/04/18 西山紀男発「安部成年後見人へ職務の履行を要請いたします」

弁護士 岩永 隆之 様

連休直前に恐縮に存じます。

下記の件でご相談いたします。

2023/04/18付、小生発信の書簡「安部成年後見人へ職務の履行を要請いたします」に対して、

2023/04/23付、安部成年後見人からの返信は、事項1に関するものでした。

【1】安部成年後見人は、水や電気代など辻の生活費について至急、
辻恭子に請求して取り立ててください。

これらの辻家族の生活費はキミエが老人介護施設に入居させた後、
キミエの預金から支出したもので、合計金額649万円。

安部後見人からの返答は、次の内容でした。

西山紀男様が上記の当職の意見とは違う意見をお持ちです。

長崎家庭裁判所に西山紀男様よりご意見等をお伝えいただき、
その上で長崎家庭裁判所が辻恭子氏らがキミエ様にこれらの
支出分を返還すべきと判断し、この判断を当職に伝えた場合には、
当職は辻恭子氏らに支出分の返還を請求する準備を始めます。

件名の「第1回後見報告書の記載事項と実態」を用意いたしました。

(pdfファイルを添付しました)

内容ご確認いただきますようお願い申し上げます。

安部成年後見人が主張する家庭裁判所への申立てが必要となる場合は、
先生にお願いいたしたいと思っています。

現時点、私は右関節置換術の後遺症のため2本杖を使つての連続歩行は
300m~400mくらいで、椅子に座るなどの休憩を要する状態です。

昨年、身体障害者2級が認定されました。

長崎への帰省は暫く無理なようです。

ご指導の程、宜しく願い申し上げます。

添付 pdfファイル:

20230421 1540 from_安部高樹 Subject_RE-安部成年後見人へ職務の
履行を要請いたします

20230426_記載事項と実態

20190708_施設介護経過表コピー (Server Size overにつき、別送信します)

道後湯之町 西山紀男

--
+++++ 媛の早起き鳥 +++++
+ Home Page: <https://n2480hp.net/index.php>
+++++

添付ファイル:

20230421 1540 from_安部高樹 Subject_RE- 安部成年後見人へ職務の履行を要請いたします.pdf	138 KB
20230426_記載事項と実態.pdf	308 KB

送付： 送付先が送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町

送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町
送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町
送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町

送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町
送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町
送付先住所：〒720-0000 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町 湯之町